

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年6月22日

福島県県北建設事務所長 中川 善則

委託業務番号	第 26-41310-0115 号
委託業務名	設計業務委託（道改・調査）
質 問 事 項	
<p>福島県の測量等委託業務に係る総合評価方式参加の手引き P23 同種・類似業務の実績</p> <p>5. 複数の業務からなる業務の履行実績については、主たる業務が同種・類似業務に該当すれば評価対象となります。と記載されています。</p> <p>この「主たる業務」の定義についてご教示をお願いします。</p> <p>本業務の同種、類似業務は、</p> <p>同種業務：延長 0.5km 以上の道路予備設計</p> <p>類似業務：延長 0.5km 以上の道路概略設計 となっています。</p> <p>単独業務だと問題はありませんが複数業務の場合、主たる業務の判断材料として例えばですが、</p> <ol style="list-style-type: none">1. 内訳金額の大小により主たる業務を決定する。2. 特記仕様書に道路予備（概略）設計のための測量と設計を目的とすると記載されている。3. テクリスの業務概要に、同種又は類似業務の記載がある。 <p>等々 2 と 3 は○で 1 は×とか具体的な回答をお願いいたします。</p> <p>2 の場合、福島県は特記仕様書に目的の記載はありますが、市町村の場合具体的でなかったり、記載のない場合もあります。</p> <p>国交省の場合、3. テクリスの業務概要に記載があれば同種・類似業務として判断してもらえます。</p> <p>様々なケースがあると思われませんが、漠然ではない具体的なご教示よろしくをお願いいたします。</p>	
回 答 事 項	
<p>同種、類似業務の実績については、提出された資料により業務内容を総合的に審査するため、具体的な提示はできません。</p>	